

首都圏広域地方計画に対する意見募集の結果について

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
方針1 日本全体を牽引する首都圏の国際競争力の強化	1	首都圏が環境先進地域であるとはいえないのではないかと。	ご意見の趣旨を踏まえ、第2章第2節方針1の2. (戦略分野における先端技術を活かした新事業の展開)の記述を次のとおり修正しました。「…環境技術先進地域でもある首都圏では、…」 「環境技術先進地域」については、第2章第1節1. (エネルギー・環境関連の技術・ノウハウの先進地域)に記述しています。
方針1 日本全体を牽引する首都圏の国際競争力の強化	2	ゲートウェイを「広域首都圏」としてとらえるのであれば、茨城港とともに、小名浜港も北関東内陸製造業の太平洋ゲートウェイの一つとして位置づけるべきである。	ご意見の趣旨については、第3章の3. 太平洋・日本海ゲートウェイプロジェクト(太平洋側ゲートウェイ)(1)③において、「…小名浜港等の利用促進による広域首都圏における相互連携の強化等を図り、効率的な国内外の海上輸送網の構築を図る。」と記述しています。
方針2 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現	3	web(蜘蛛の巣)構造プロジェクトに関し、大都市(東京都、横浜市)が首都圏を牽引していく重要な役割を担っている旨を記述すべきある。 また、同プロジェクトに関し、「…、大都市のリノベーションを推進するとともに、…首都を中心とする環状メガロポリス構造と全体のweb(蜘蛛の巣)構造の首都圏を構築する。」という記述を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、第2章第2節方針2の1. 新たな圏域構造の構築、第2章第2節方針2の2. (大都市のリノベーション)において記述しています。 また、ご意見の趣旨については、第3章の1. 国際ビジネス拠点強化プロジェクトの目的・コンセプトにおいて、「…東京中心部・東京臨海地域等を中心として、国際金融等国際ビジネスの業務基盤の強化、…を推進する。」と記述しており、さらに、第3章の4. web(蜘蛛の巣)構造プロジェクト(1)及び(2)においてご意見の趣旨を含めて記述しているため、原案のとおりとしています。
方針2 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現	4	拠点地域間ネットワークの構築と渋滞対策の推進に関し、「主要地方道や一般県道において、歩道整備、電線地中化、部分的拡幅などを進めることにより、道路交通サービスの水準を上げること、渋滞対策や交通安全対策を推進する。」という記述を追加すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、第2章第2節方針2の1. 新たな圏域構造の構築の記述を次のとおり修正しました。「…さらに、交通渋滞が発生している拠点地域内においては、連続立体交差事業等により交通円滑化と都市機能の改善を図る。…あわせて幹線道路の渋滞対策や交通安全対策を推進する。…」 また、ご意見の趣旨を踏まえ、第3章の5. 少子高齢化に適合したすべての人にやさしい地域づくりプロジェクト(1)③の記述を次のとおり修正しました。「…子どもにとっても歩きやすい歩行空間とするための歩道の整備や無電柱化、…通学時等の安全を確保する。」
方針2 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現	5	地方が持続的な活力を持つには、地方都市の連携が必要であり、そのためには、橋梁整備の重要性を大きく盛り込むべきである。群馬県太田市と埼玉県熊谷市の間には、利根川に刃水橋がかかっているが、長年激しい渋滞が長時間続いており、都市間の連携を強めるために新たな橋梁の整備が必要である。	ご意見の趣旨については、第2章第2節方針2の1. 新たな圏域構造の構築において、「…放射状道路、環状道路等高規格幹線道路やこれらと地域を繋ぐ地域高規格道路等を整備するとともに、…幹線道路の渋滞対策や交通安全対策を推進する。…」と記述しており、また、第3章の4. web(蜘蛛の巣)構造プロジェクト(4)②において、「…渡河部等における渋滞対策の検討を含め、幹線道路の渋滞対策を推進する。」と記述しています。

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
方針2 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現	6	既存鉄道を生かした環状鉄道を提案したい。	ご意見の趣旨については、第2章第2節方針2の1. 新たな圏域構造の構築において、「…また、鉄軌道の延伸、相互乗り入れ、既存路線の活用を促進する新駅の設置、複々線化等の鉄道網の強化を図る。これらにより地域間の相互連携・交流の強化、通勤環境の改善等を図る。…」と記述しています。 なお、個別具体の事業については、プロジェクトの推進に必要な広域性のある代表的な事業を記載することとしています。
方針2 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現	7	持続可能な地域交通体系の構築について、「さらに、地球温暖化対策の観点からも、歩行者および自転車の安全性を確保しつつ、自転車利用の促進を図ることが必要である。」という記述を追加すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、第2章第2節方針2の2. (持続可能な地域交通体系の構築)の記述を次のとおり修正しました。「…自転車利用の拡大を推進する…」
方針2 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現 方針3 安全で安心な生活が保障される災害に強い圏域の実現 方針4 良好な環境の保全・創出 方針5 多様な主体の交流・連携がより活発な圏域の実現	8	過疎問題、地域医療問題、交通インフラ問題、高等教育問題、雇用機会の確保問題、農林業の振興問題、農林業の後継者問題、耕作放棄地問題、農業後継者の結婚問題、高齢化に伴う介護問題など関東平野外縁部の中山間地域が抱える問題はきちんと解決されなければならない。 また、豪雪地帯の克雪問題も重要な課題である。	ご意見の趣旨については、第2章第2節方針2の1. 新たな圏域構造の構築、第2章第2節方針2の2. (中山間地域の整備)、第2章第2節方針2の3. (高齢者等が安心して暮らせる地域づくり)、第2章第2節方針2の3. (安全で安心な医療体制の構築)、第2章第2節方針2の6. 農林水産業の強化と農山漁村の活性化、第2章第2節方針3の2. (豪雪対策の推進)、第2章第2節方針4の2. (農地の整備・保全)、第2章第2節方針5の2. 都市・農山漁村の交流・連携において記述しています。
方針2 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現	9	広域的な救急医療体制の整備について、県域を越えた「ブロック単位」での医療体制の整備を推進すべきである。	ご意見の趣旨については、第3章の5. 少子高齢化に適合したすべての人にやさしい地域づくりプロジェクト(4)③において記述しています。
方針2 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現	10	健康増進・予防のために資する施策も盛り込むべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、第2章第2節方針2の3. (安全で安心な医療体制の構築)の記述を次のとおり修正しました。「…加えて、健康の増進、予防等を積極的に推進する。」

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
方針2 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現	11	安心で安全な医療体制の構築に関して、地方整備局と地方厚生局の役割分担を明確化しつつ、施策を具体化すべきである。	ご意見の趣旨については、第3章新しい首都圏の実現に向けた地域の戦略において、「…実施に当たっては、必要に応じ、国、…の役割分担を明確化しつつ、具体的に実施に移すための計画の策定等を行い、…」と記述しており、また、第4章の2. 計画のフォローアップにおいて、「…本計画の策定に参画した関係機関は、それぞれ責任ある立場で、積極的に各種施策を展開し、その具体化を推進していく…」と記述しています。 なお、首都圏広域地方計画協議会の構成員には、関東地方整備局と関東信越厚生局も含まれています。
方針2 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現	12	既存ダム容量確保のため、堆積土砂対策は極めて有効かつ重要である。	ご意見の趣旨については、第2章第2節方針2の4. 水資源の安定的確保において、「…既存ダムの適正な維持管理等による安定的な水資源の確保を推進する。…」と記述しています。 また、ご意見の趣旨を踏まえ、第3章の6. 利根川・荒川おいしい水プロジェクト(1)①の記述を次のとおり修正しました。「…既存ダムの堆積土砂対策等も含めた適正な維持管理を通じた容量確保、…安定した水資源を確保する。」
方針2 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現 方針4 良好な環境の保全・創出	13	水質事故等に対する危機管理体制の強化に際しては、関係情報の速やかな周知と水質汚濁防止法の厳正な運用を行うべきである。 日常生活の安全で安心な暮らしのためには、大気環境の安全も重要である。光化学スモッグや化学工場の有毒ガスから住民を守ることも大切である。	ご意見の趣旨を踏まえ、第2章第2節方針2の4. 水資源の安定的確保の記述を次のとおり修正しました。「…水質事故等に対する迅速な情報提供等危機管理体制の強化を図る。…」 また、ご意見の趣旨については、第3章の6. 利根川・荒川おいしい水プロジェクト(3)において、「…水質汚濁対策に関する連絡調整会議の充実等により危機管理体制の強化を図る。」と記述しています。 ご意見の趣旨を踏まえ、第2章第2節方針4の5. (大気汚染の防止)の記述を次のとおり修正しました。「…主として自動車に起因する大気汚染や高濃度の光化学オキシダントの出現日数の増加が問題になっている。…」 また、ご意見の趣旨については、第3章の18. 南関東大気汚染対策プロジェクトにおいて記述しています。
方針2 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現	14	利根川河川敷にはグライダー滑空場があり、全日本学生グライダー競技選手権が毎年開催されている。グライダーをキーワードに、人が集い、技術が集い、産業に発展し、投資が継続するという新たな循環ができれば、首都圏にも新たな機運が盛り上がるのではないか。	ご意見の趣旨については、第2章第2節方針2の5. (芸術・文化やスポーツを活かした地域づくり)において記述しています。
方針2 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現	15	都市住民(首都圏民)の自己実現・社会貢献の場としての農地が果たしている役割と可能性を明確に位置付け、積極的に多様な主体が関わる農のあり方の推進を図るべきである。	ご意見の趣旨については、第2章第1節3. (豊かで多様なライフスタイルが実現できる圏域)において記述しており、また、第3章の8. 農山漁村の活性化プロジェクトの目的・コンセプトにおいて、「…多様な主体の参画を得ながら、…」と記述しています。

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
<p>方針2 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現</p> <p>方針4 良好な環境の保全・創出</p> <p>方針5 多様な主体の交流・連携がより活発な圏域の実現</p>	16	<p>農業の強化のためには、地域農業に対する住民の理解と支援が重要である。</p> <p>中山間地の耕作放棄地について、成長が早くてかつ栽培の簡単な植物をバイオディーゼル原料として企業に栽培させ、グリーン油田としてはどうか。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第2章第2節方針2の6. (農業の強化)において、「…身近な農業体験の場の提供、多様な担い手の育成・確保等を推進し、…「食育」の取組、生産情報に関する情報発信、…等を推進する。」と記述しており、また、第2章第2節方針5の2. 都市農山漁村の交流・連携において、「…「教育ファーム」や子どもたちの長期宿泊体験活動等により、食育の一層の推進を図る。…」と記述しています。</p> <p>ご意見の趣旨については、第2章第2節方針4の2. (農地の整備・保全)において、「企業等の農業参入の促進、…」と記述しており、また、第3章の12. 地球温暖化対策プロジェクト(1)②において、「バイオマスタウンの構築等新エネルギー等の効率的な地産地消…」と記述しています。</p>
<p>方針2 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現</p>	17	<p>農業は経済活動であり、ボランティア等の農業参加は何を目的としているのかわからない。</p>	<p>都市部の農業においても、農家の高齢化や後継者不足などによる人材不足、労働力不足が問題となっている一方、都市住民の中には本格的に農業を体験してみたい等農に対する関心が高まっております。こうした中で、ボランティアの取組では、ほ場における実習や農業に関する知識を習得する講義等の養成講座が実施されており、これにより、都市部における農業生産活動の継続や、担い手の育成、農家と都市住民との交流の促進につながるなど、都市農業を振興していく上で有意義なものと考えています。</p>
<p>方針2 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現</p> <p>方針4 良好な環境の保全・創出</p>	18	<p>林業の強化のため、森林整備の担い手の育成確保を推進する具体的手法として、建設業者を活用してはどうか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、第3章の8. 農山漁村の活性化プロジェクト(林業の強化)①の記述を次のとおり修正しました。「…建設業等の異業種事業者の林業参入を促進する。」</p> <p>また、ご意見の趣旨を踏まえ、第3章の13. 森林・農地保全推進プロジェクト(1)①の記述を次のとおり修正しました。「…建設業等の異業種事業者の林業参入の促進を図る…」</p>
<p>方針3 安全で安心な生活が保障される災害に強い圏域の実現</p>	19	<p>大規模地震対策としてオフィスやシステムのバックアップ機能の充実強化は大変重要である。</p> <p>首都機能移転候補地として様々な点でバックアップ機能整備の適性の高い那須・阿武隈地域に大規模なバックアップセンターを国家プロジェクトとして集中的に整備すべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第2章第2節方針3の1. (地震対策の推進)において、「…首都中枢機能を維持・確保するため、官民それぞれの立場から業務継続計画や事業継続計画(BCP)を早期に策定するとともに、オフィスやシステムのバックアップ機能の充実を図る。…」と記述しています。</p> <p>首都機能移転については、「国土形成計画(全国計画)」において、「国会等の移転については、東京一極集中の是正、国土の災害対応力の強化、東京のうるおいのある環境づくり等に寄与する重要な課題として、国会等の移転に関する法律に基づき、平成11年に移転先候補地について国会への報告がなされ、現在、国会においてその検討が進められているところですので、この検討の方向等を踏まえる必要がある。」とされています。</p>

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
方針3 安全で安心な生活が保障される災害に強い圏域の実現	20	短時間豪雨による人的被害の防止のためには、避難サイレン等で速やかにかつ確実に避難情報を伝達することが必要である。	ご意見の趣旨を踏まえ、第2章第2節方針3の2. (風水害対策の推進)の記述を次のとおり修正しました。「…洪水に関する情報の迅速かつ的確な提供等による避難対策の強化等の取組を進め、…」 また、ご意見の趣旨については、第3章の10. 風水害対策プロジェクト(2)②において、「…洪水警報等洪水に関する情報の迅速かつ的確な提供等により避難対策を強化するとともに、河川親水施設の利用や道路アンダーパス部等に関する対策を推進する。」と記述しています。
方針3 安全で安心な生活が保障される災害に強い圏域の実現	21	豪雪地帯では、除排雪は生活上の必須サービスであり、コミュニティレベルやボランティアレベルで提供できるものではなく、行政がしっかりと担うべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、第2章第2節方針3の2. (豪雪対策の推進)の記述を次のとおり修正しました。「首都圏の中山間地域等における豪雪地帯では、関係機関の連携強化のほか、地域コミュニティ内での共助、ボランティア等の活用により、除雪体制の強化や凍雪害による通行障害の除去、雪崩予防施設の整備等の雪害対策を推進し、冬期における生活の安全・安心を確保する。」
方針4 良好な環境の保全・創出	22	首都圏が省エネや3Rが暮らしの中に溶け込んだ先進的な地域であるとの記述があるが、首都圏は、24時間休みなく活動するエネルギー多消費型構造となっている。	ご意見の趣旨については、第1章第2節4. 地球温暖化等の環境問題への対応において、「…特に、首都圏は、公共交通機関が発達しているものの、集中する人口・交通、活発な経済活動に起因して、環境負荷が高い地域であり、地球温暖化の防止対策、循環型社会の構築、廃棄物処理の適正化等環境負荷軽減への取組や自然環境の保全・再生等が強く求められている。」と記述しています。
方針4 良好な環境の保全・創出	23	拡散型都市構造を集約型都市構造に転換する取組が、なぜ温暖化対策になるのか。	「集約型都市構造」は、移動手段として自動車に過度に依存しないなど、交通エネルギーの消費を抑制するため、低炭素型の都市構造でも考えています。
方針4 良好な環境の保全・創出	24	福島県内には新たな石炭火力発電所の立地が計画されているが、これ以上首都圏のために県内で二酸化炭素を排出されるのは許し難い。首都圏においては二酸化炭素排出量が多い旧式の石炭火力発電所が多いことから、二酸化炭素排出量が少ない最新鋭の天然ガス火力発電所に建て替えるべきである。	ご意見の趣旨については、第3章の12. 地球温暖化対策プロジェクト(1)において、新エネルギー等の供給推進に係る取組を記述しています。
方針4 良好な環境の保全・創出	25	「農地・水・環境保全向上対策などの施策を活用することにより多様な主体の参加を促し、鳥獣被害に強い集落づくりに取り組む。」という文章を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、第3章の13. 森林・農地保全推進プロジェクトの目的・コンセプトにおいて、「…多様な主体の参画を得ながら、森林・農地の整備・保全や鳥獣被害防止対策に取り組む。」と記述しているため、原案のとおりとしています。
方針4 良好な環境の保全・創出	26	人為的な利用の低下にともなう、生態系の存立基盤である里地・里山の荒廃を記載すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、第1章第1節6. (緑地の減少、生態系の劣化)の記述を次のとおり修正しました。「…また、里地里山は、地域によってはその荒廃が問題となっている。…」

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
方針4 良好な環境の保全・創出	27	首都圏の多様な地勢が生み出す地域固有の二次的自然(里山、谷津田、平地林)・ランドスケープを保全・活用していくという視点を追加すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、第2章第2節方針4の3。(水と緑のネットワーク、エコロジカル・ネットワークの形成)の記述を次のとおり修正しました。「…里地里山、谷津田等の保全…、これらを通じたランドスケープの形成等を推進する。…」
方針4 良好な環境の保全・創出	28	「南関東水と緑のネットワーク形成プロジェクト」について、コウノリ・トキを水と緑のネットワークのシンボルとした、南関東の自然共生型地城づくりを進めることを記述すべきである。	ご意見の趣旨については、第2章第2節方針4の3。(水と緑のネットワーク、エコロジカル・ネットワークの形成)において、「…これらの自然の保全・再生の取組は、野生生物の生息・生育空間を確保し、自然とのふれあいや環境学習の場を提供するものであることから、エコロジカル・ネットワーク(生態系ネットワーク)の形成を併せて図る。…自然環境を活用したエコツーリズムを首都圏全域で展開する。」と記述しています。 また、ご意見の趣旨を踏まえ、第3章の14. 南関東水と緑のネットワーク形成プロジェクトの目的・コンセプトの記述を次のとおり修正しました。「…水と緑のネットワークやエコロジカル・ネットワークの形成を推進する。」 さらに、第3章の14. 南関東水と緑のネットワーク形成プロジェクト(1)に次のとおり記述しました。「③生物多様性の改善に向けた取組の実施を通じ、エコロジカル・ネットワークの形成を推進する。」
方針4 良好な環境の保全・創出	29	「南関東水と緑のネットワーク形成プロジェクト」について、生物多様性としての施策が弱いため、「生態系ネットワークの形成」を明記すべきである。	ご意見の趣旨については、第2章第2節方針4の3。(水と緑のネットワーク、エコロジカル・ネットワークの形成)において、「…これらの自然の保全・再生の取組は、野生生物の生息・生育空間を確保し、自然とのふれあいや環境学習の場を提供するものであることから、エコロジカル・ネットワーク(生態系ネットワーク)の形成を併せて図る。…自然環境を活用したエコツーリズムを首都圏全域で展開する。」と記述しています。 また、ご意見の趣旨を踏まえ、第3章の14. 南関東水と緑のネットワーク形成プロジェクトの目的・コンセプトの記述を次のとおり修正しました。「…水と緑のネットワークやエコロジカル・ネットワークの形成を推進する。」 さらに、第3章の14. 南関東水と緑のネットワーク形成プロジェクト(1)に次のとおり記述しました。「③生物多様性の改善に向けた取組の実施を通じ、エコロジカル・ネットワークの形成を推進する。」
		生態系を保全する上で阻害要素の特定外来生物拡大防止策等を記載すべきである。	ご意見の趣旨については、第3章の13. 森林・農地保全推進プロジェクト(3)において、「…特定外来生物の適切な防除により農林産物被害の軽減と生態系の維持・管理を図る。」と記述しています。
方針4 良好な環境の保全・創出	30	湖沼の水環境改善には環境に優しい農業の推進が重要であり、単にBODを環境基準に適合させるというだけでなく、もっと掘り下げ、かつ幅広い取組とすべきである。	ご意見の趣旨については、第3章の16. 泳げる霞ヶ浦・水質浄化プロジェクトにおいて、幅広い取組を記述しています。

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
方針4 良好な環境の保全・創出	31	一般廃棄物についても、広域首都圏に持ち込ませてダイオキシン汚染を引き起こすなど問題がある。首都圏の自治体は自市町村内処理の原則を徹底すべきである。	ご意見の趣旨については、第2章第2節方針4の4. 循環型社会の形成において、「…首都圏で大きな課題となっている廃棄物等の問題に対しては、国、地方公共団体、事業者、住民等すべての主体が協働・連携し、一体となって、3R、適正処理の推進、不法投棄監視パトロール等による不法投棄防止対策等に取り組み…」と記述しています。
方針4 良好な環境の保全・創出	32	最終処分場の延命化に当たっては、十分な環境影響予測と防災上の検証に基づいて実施されなければならない。 また、不法投棄監視パトロールは、身近な地域で住民自らが不法投棄に関心を持ち、監視・通報する体制を整備することでより実効性が上がるのではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、第2章第2節方針4の4. 循環型社会の形成の記述を次のとおり修正しました。「…首都圏で大きな課題となっている廃棄物等の問題に対しては、国、地方公共団体、事業者、住民等すべての主体が協働・連携し、一体となって、3R、適正処理の推進、不法投棄監視パトロール等による不法投棄防止対策等に取り組み、…地域の環境に配慮しつつ、廃棄物中間処理施設の整備や最終処分場の確保、延命化を図るとともに、産業廃棄物の不法投棄防止対策を広域首都圏で総合的に進める…」
方針4 良好な環境の保全・創出	33	首都圏で発生する産業廃棄物の最終処分場の容量確保は、広域首都圏にとっても産業振興や企業誘致上重要なポイントであり、首都圏からの産廃持ち込みには、一定の制限をかけるべきである。	ご意見の趣旨については、第2章第2節方針4の4. 循環型社会の形成において、「…地域の環境に配慮しつつ、廃棄物中間処理施設の整備や最終処分場の確保、延命化を図るとともに、…産業廃棄物の広域的な適正処理を図る。…産業廃棄物の県外からの搬入量が集中している地域が一部に偏在している問題については、過度に集中しないような方策を検討し、その実現に向けて連携を図る。」と記述しています。
方針4 良好な環境の保全・創出	34	広域首都圏では、首都圏の産廃運搬業等による産業廃棄物の不法投棄が後を絶たず、大量の不法投棄現場では生活環境の保全上も看過できない事態である。首都圏の行政による的確な業務実態の把握と厳正な指導を望む。	ご意見の趣旨については、第2章第2節方針4の4. 循環型社会の形成において、「…産業廃棄物の不法投棄防止対策を広域首都圏で総合的に進めることにより、産業廃棄物の広域的な適正処理を図る。…」と記述しており、また、第3章の17. 循環型社会形成推進プロジェクト(5)において、「…運搬車両一斉調査、不法投棄監視パトロール等広域的な不法投棄防止対策を実施する。」と記述しています。
方針5 多様な主体の交流・連携がより活発な圏域の実現	35	観光旅客受け入れ体制の整備に関し、「多様な主体が管理するターミナル駅周辺における案内標識の体系的整備を進めるための体制や制度づくり」という記述を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、第2章第2節方針5の1. 観光交流の強化において、「…さらに、観光旅客の来訪促進のため、…多言語表示の案内標識の整備や情報通信技術を活用した情報提供等観光旅客の受け入れ体制の整備を推進する。」と記述しているため、原案のとおりとしています。
方針5 多様な主体の交流・連携がより活発な圏域の実現	36 37	首都圏民の多様さが新たな農業・農山漁村の価値を生み出すことが期待されるという視点を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、第2章第1節3. (豊かで多様なライフスタイルが実現できる圏域)、第2章第2節方針5の2. 都市・農山漁村の交流・連携において記述しています。

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
方針5 多様な主体の交流・連携がより活発な圏域の実現	38	首都圏ならではの都市農村交流と二地域居住という視点を追加すべきである。	ご意見の趣旨については、第2章第1節3. (豊かで多様なライフスタイルが実現できる圏域)において記述しており、また、第2章第2節方針5の2. 都市・農山漁村の交流・連携において、「…さらに、様々なライフスタイルを指向する多数の人々が暮らす首都圏の都市部においては、農山漁村等への二地域居住のニーズが高い。これらの人々が2地域目の居住地における地域づくりの担い手として、地域の活性化に貢献することが期待される。…」と記述しています。
その他	39	水源地域同様に、首都圏の電力を供給している地域の振興に積極的に関わりを持つべき。 また、原子力発電所の安全確保については、電源立地を推進する官庁とは別個の官庁が所管すべき。	ご意見の趣旨については、序章1. 計画の意義において、「…さらに、食料・水・電力等の供給、産業廃棄物の処理等からも明らかのように、産業活動や人々の日々の生活において、首都圏単独で諸活動が営めるものではなく、…相互依存、互恵の密接な関係を保ちながら成り立っていることを常に肝に銘じながら、圏域内外を通じて相互の連携関係の強化を目指す必要がある。…」と記述しており、また、第2章第2節方針5の2. 都市・農山漁村の交流・連携において、「…一方、都市は食料や水・エネルギー等の資源を農山漁村に大きく依存しているが、…都市住民が、豊かな自然、美しい景観、伝統文化等の魅力を楽しんだり、農林水産業・農山漁村を体験することで、都市と農山漁村の住民の相互認識を深めることが重要である。…」と記述しています。 なお、原子力発電所の所管官庁のあり方については、本計画への記載にはなじまないものと考えています。
その他	40	高度情報通信網の活用方策について、広域地方計画の中で具体化すべきである。	ご意見の趣旨については、第2章第1節3. (豊かで多様なライフスタイルが実現できる圏域)において「…情報通信技術を最大限活用した暮らし、…」、第2章第2節方針3安全で安心な生活が保障される災害に強い圏域の実現において「…情報通信技術の活用により、災害対策の高度化を図る。…」、第3章の2. 産業イノベーション創出プロジェクト(2)②において「…ビジネスコミュニケーション、セキュリティ、交通・物流等の分野において、新たな情報通信技術サービスの展開を促進する。」、第3章の19. 広域観光交流推進プロジェクト(3)において「…情報通信技術を活用した情報提供の推進…」等と記述しています。 また、ご意見の趣旨を踏まえ、第3章の5. 少子高齢化に適合したすべての人にやさしい地域づくりプロジェクト(4)②の記述を次のとおり修正しました。「…情報通信技術を活用した遠隔医療を推進し、無医地区への広域的な対応を図る。」